

【韓国】国際開発協力基本法の改正

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2010年1月に制定された国際開発協力基本法が、2020年5月26日に全部改正され、この改正法が同年11月27日に施行された。

1 背景と経緯

「国際開発協力基本法」は、2010年1月25日に制定、同年7月26日に施行され¹、その後数回の一部改正を経ていた。直近の一部改正は、2018年12月7日に一部改正案²が可決されたが、その他にも事業施行機関の自主評価に関する問題点³や、総合戦略等に関する問題点⁴、国際開発協力委員会の委員の性別不均衡に関する指摘⁵等を提案理由に挙げた改正案が提出されていた。2018年12月7日の改正案可決の時点でまだ審議中であった改正案及びその後提出された改正案計10件をまとめた代案⁶が2020年4月29日に可決され、同年5月26日に制定、11月27日に施行された⁷。この全部改正法律は、本則24か条、附則4か条から構成される⁸。

2 改正法の概要

(1) 国等の責務（第5条）

国等は、国際開発協力の透明性を増進させるため、努力しなければならない（第4項）。

(2) 国際開発協力委員会（第7条）

国際開発協力に関する計画・戦略及び政策が総合的・体系的に推進されるよう、主要事項を調整し、及び審査・議決するため、国務総理⁹の下に国際開発協力委員会（以下「委員会」）を置く。委員会は、委員長（国務総理）を含めた30名以内の委員で構成し、委員長が委嘱する委員は、特定の性別が委員数の10分の6を超過しないようにしなければならない。

(3) 事務機構の設置（第9条）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。

¹ 「국제개발협력기본법 (법률 제 9938 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=102264&ancYd=20100125&ancNo=09938&efYd=20100726&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

² 「[2017187]국제개발협력기본법 일부개정법률안(대안)(외교통일위원장)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M1Y8L1K1V2V9H1A0S3E3L4C7D8P8U0>

³ 「[2010169] 국제개발협력기본법 일부개정법률안 (윤영석의원 등 11인)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X1N7K1C1U1P5S1E0I4E7U1D0Q3L5M3>

⁴ 「[2016962] 국제개발협력기본법 일부개정법률안 (이석현의원 등 12인)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R1I8Z1B1T3L0D1E7P1R0L5F6V5T4K5>

⁵ 「[2017628] 국제개발협력기본법 일부개정법률안 (유승희의원 등 10인)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U1R8N1H2U2X0A1O0D2H7J0B3P8M2B1>

⁶ 「[2024910]국제개발협력기본법 전부개정법률안(대안)(외교통일위원장)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1B9M1I1N2N6E1V7D4B8O1O6H6U6P6>

⁷ 「국제개발협력기본법 (법률 제 17302 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218113&ancYd=20200526&ancNo=17302&efYd=20201127&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

⁸ 従前の「国際開発協力基本法」（法律第16023号；2018年12月24日一部改正）は、本則20か条から成っていた。

⁹ 国会の同意を得て大統領が任命する職で、大統領を補佐し大統領の命を受けて行政各部を統轄する。「대한민국헌법(헌법 제 10 호)」第86条, 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

委員会の業務処理と円滑な運営のため、委員会に事務機構を置く。

(4) 国際開発協力総合基本計画の策定等（第 11 条）

委員会は、国際開発協力を効果的に推進するため、国際開発協力総合基本計画（以下「総合基本計画」）を 5 年ごとに審査・議決してなければならない。総合基本計画には、国際開発協力の基本方針、国内外の国際開発協力環境分析、規模及び運用計画、透明性増進のための計画、地域別・主要分野別推進方針、対外政策目標達成のための国際開発協力推進戦略、民間国際開発協力団体等に対する支援基本方針、国際開発協力関連機関・団体等の能力強化及び専門人材養成の基本方針等が含まなければならない。

(5) 国際開発協力主管機関（第 12 条）

二国間開発協力のうち、有償協力は企画財政部長官が、無償協力は外交部長官がそれぞれ主管する。また、多国間開発協力のうち、「国際金融機構への加入措置に関する法律」による国際金融機構¹⁰及び「緑の気候基金の運営支援に関する法律」による緑の気候基金¹¹との協力は企画財政部長官が、その他の機関との協力は外交部長官がそれぞれ主管する。

(6) 国際開発協力主管機関の役割及び機能（第 13 条）

主管機関¹²が遂行する役割及び機能として、所管分野の国際開発協力政策及び戦略の策定、所管分野の国際開発協力事業の審査及び調整、委員会が委任する所管分野の国際開発協力に関する評価、国際開発協力事業の発掘、推進及び評価のための点検及び支援が加えられた。また、主管機関は、所管分野の業務を体系的・統合的・効率的に履行するため、主管機関の所属下に分野別開発協力戦略会議を置くことができる。

(7) 国際開発協力総合施行計画の策定等（第 14 条）

委員会は、総合基本計画に従って国際開発協力推進戦略と事業計画等が含まれた国際開発協力総合施行計画（以下「総合施行計画」）を毎年審査・議決し、確定する。

(8) 重点協力対象国の選定及び戦略策定（第 15 条）

委員会は、主管機関に重点協力対象国に対する中期支援戦略案を作成させ、これを調整・審査し、中期支援戦略を確定する。

(9) 国際開発協力に対する評価（第 16 条）

委員会は、国際開発協力政策及び事業に対する評価結果並びに施行機関による自主評価結果を次の総合基本計画及び総合施行計画を審議・議決するときに考慮しなければならない。

(10) 国際開発協力事業に対する点検及び支援（第 22 条）

主管機関は、所管分野別の国際開発協力事業が、総合基本計画、総合施行計画、中期支援戦略に沿って体系的に発掘、推進及び評価されるよう、必要な点検を実施し、委員会にその結果を報告し、又は必要な支援を要請することができる。

¹⁰ 「国際金融機構への加入措置に関する法律」第 2 条に規定された、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD）、国際開発協会（IDA）等 17 の機構をいう。「국제금융기구에의 가입조치에 관한 법률 (법률 제 16580 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=211455&ancYd=20191126&ancNo=16580&efYd=20191126&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

¹¹ 「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」の財政支援体制運営機能を担当する基金。「녹색기후기금의 운영지원에 관한 법률 (법률 제 11947 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=142442&ancYd=20130730&ancNo=11947&efYd=20130730&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「緑の気候基金」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000123.html>

¹² 企画財政部及び外交部。（「「主管機関」とは、第 12 条によって所管分野の国際開発協力と関連した政策の策定及び事業の推進に関する事項を総括する中央行政機関をいう。」国際開発協力基本法第 2 条第 7 号）